

1. テキスト

「働くもの」「一」。第1～5段落。175頁～179頁6行目まで。

2. テキスト要約

第1段落

ここでは「働く」を「知る」の中に包摂する、というこの論文の企図が述べられ、まず「働くもの」を考えて見よう、とされる。

第2段落

ここでは「働くもの」に先立って「物」について述べられる。「我々は思惟の要求によって経験内容を統一し行くに当って、統一するものと統一されるものとの間に、内面的統一を見出し得ざる場合、統一者として超越的なものを考えざるを得ない」、すなわち「物とは経験内容の偶然的統一」とされる。

第3段落

ここでは「働くもの」について述べられる。「働くものは時に於て自己自身を変じ行くもの」でなければならないとされる。単に知覚が変ずるだけでは「物」は不変であって、我々が立場を変えているだけかもしれない。稲光が雷鳴となっても「物」が変じたとは言われない。我々が「働くものを知るには、超越的統一が内在的でなければならない」。すなわち「物」の如き、知覚的経験を越えた「超越的統一」が、知覚的経験に「内在的」である時、「かかる矛盾の統一として、働くものの概念が成立する」とされる。葉の色が緑から黄色に変わった時、我々は葉の色が変わったと考えるのであるが、この場合緑は色だから、色は緑という知覚的経験に「類概念として内在的」であると考えられるが、この「色（葉の色）」が知覚的経験を越えた「超越的」なるものと考えられる時、「働くものを見る」、というのである。

色の変化は「色が色自身の中に於て変じ行く」と考えられるが、運動すなわち「動くもの」は「空間」の中で動く。空間は純粹直観として経験を「超越」し、それによって「客観的世界を構成する」ことが可能となるとともに、純粹直観は感性の形式として、「先験的（超越論的）」に経験に「内在的」となると考えられる。こうして「一方に於て超越的なると共に一方に於て内在的である」ことになる。こうした矛盾によって我々は「動く」ものを見ることになるのである。

こうした思想は働くものの根柢に働かざるものを考え、こうした働かざるものが時に於て働くという「表現作用」の延長に位置付けることができる。色の変化の場合、働かざるものは「色の体系」であり、運動の場合は「空間の体系（ユークリッド幾何学はその一例）」がそれである。第3段落の末尾に「色自身の発展が働く」とあるが、こうした視点は色自身の立場に立った、表現作用において言えることである。

第4段落

ここでは超越的と内在的の対立を「最も厳密なる意味に於て知識と考えられる」「判断的知識」から「出立して」、その「内と外」として考察が進められる。「最も厳密なる意味」における「知識」が判断であることが目を引く。直接経験（内部知覚）でもなく、直観でもなく、判断を「厳密なる意味に於て知識」と考えたのは新カント派を意識したものと言えるが、それはそもそもこうした知識から（つまり反省から）出立せざるを得ない我々の知識の在り方を考慮したものともいえるだろう。因みに「初めて読む人」にとっての『善の研究』の「出立点」である第2編の「純粹経験（直接経験）」も、すでに「想起」され意識にもたらされた反省にとっての「知識」であると考えられる。

さて西田は「判断の本質」を「特殊なる主語が一般なる述語の中に包摂せられる」ということの内に、すなわち「包摂判断」の内に見る。そうして「判断的知識」に「個物的知

識」と「概念的知識」を分け、「概念的知識」は「判断的知識」の内にあり、「個物的知識」は「判断的知識」の内に入り来らない、とする。そうして「判断的知識」を「超越」するには、「主語」の方向、すなわち「主語となって述語にならないもの」の方向に求めなければならない、とする。

第 5 段落

ここでは「判断の主語」が論じられる。まず「此机が檜から造られてある」を例として「個物」についての判断すなわち「实在判断」が取り上げられる。そしていきなり「判断の基には何時でも具体的一般者があるのである。此机という時、我々は既に实在全体を見る立場に立って居るのである、総合的統一の立場に立って居るのである」と述べられる。これをどう解釈したらよいであろうか。

「具体的一般者」のこれまでの用法は色や空間に限定されていたが、ここでは实在（個物）に拡大されて用いられている。主語述語分離以前の主語のことである。そうしたものを見る立場に我々は「此机」と言った瞬間にすでに立っている、というのである。その立場が「实在全体を見る立場」とか「総合的統一の立場」と言われているのである。それについての述語「檜にて造られて居る」も「元来」その中に含まれている、とあるからまさしくこの主語は主述対立以前の主語である。ここから語りだすというのがまさしく前の論文では「表現作用」であった。ということは我々が「此机」と言った刹那、すでに「表現作用」の立場に立っていることになる。

かくして「判断は具体的一般者が自己自身を限定することによって成立する」とされる。この場合「全体の意味を担うものが主語」、すなわち「現実的なるもの、形づくるもの」が主語となり、それについて述語することが「限定する」ということである。その際「述語」は「可能的なるもの、質料となるもの」という位置を占めることになる。

以上は個物についての判断すなわち「实在判断」についてであるが、同じことは「数の判断」「色の判断」についても言える。「数理的判断」においては「数の体系」が、「色の判断」においては「色の体系」が主語、すなわち「具体的一般者」となるのである。そうして「实在判断」の場合主述の結合が「偶然的」、「数理的判断」等においては「必然的だ」とされる。